

## 株式会社ファミリーマートと 食料品・飲料水などの優先供給で連携

4月13日、杉並区と株式会社ファミリーマートは、「災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定」を締結しました。協定は、被災者支援に必要な食料品や飲料水、日用品などを優先的に供給するものです。同様の協定は、昨年5月締結の株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂に次ぐものです。

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、全国から多くの支援物資が届いたにもかかわらず、被災者への適切な支援物資の供給が滞る事態が生じました。また、その一方で、食料品などが被災者に届けられず廃棄するケースもありました。

こうした事態を避けるために、杉並区では、首都直下地震を想定して、29年3月に「杉並区災害受援計画（物流編）」を策定し、併せて、物流事業者等と物資の優先供給や緊急物資輸送の協定を締結することで、実効性のある物流供給体制を強化してきました。

今回締結した「災害時における応急物資の優先供給等の協力に関する協定」も、こうした受援計画の一環です。被災者への物資供給体制の確保や物資量把握により、必要物資が必要な量だけ、迅速かつ確実に届けることが可能となり、適切で早急的な被災者支援に繋がっていきます。

そこで、区内に多くの店舗を持ち、被災者支援につながる商品を多く扱っているコンビニエンスストアなどとの協定締結をすすめる中で、平成29年5月の株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と物資の優先供給協定の締結に続き、今日13日には、区内に76店舗を展開するファミリーマートとも同様の協定を締結しました。こうした協定締結により、さらに災害時の物資の受援・供給体制の強化を実現していきます。



[問い合わせ先]

危機管理室防災課

電話 3312-2111 内線3603